

**社会保障審議会 年金部会**  
**年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会**  
**とりまとめ**

平成25年12月16日

**はじめに**

- 本委員会は、年金個人情報の適正な管理のあり方を検討するため、本年4月1日に社会保障審議会年金部会の下に設置された。同年5月7日に第1回委員会を開催し、それ以降、委員等からの報告を含め、6回にわたり審議を行ってきた。
  
- 「年金個人情報」とは、厚生年金保険及び国民年金について、厚生労働大臣が備える原簿に記録する個人情報である。この年金個人情報には、以下の3点の特性がある。
  - ① 過去の職歴や報酬などプライバシー性が高い。
  - ② 年金を受給する権利や給付額に直結する、個人の権利性が非常に強い。
  - ③ 年金を受給する権利を取得するまでの間、適正かつ長期的な管理が必要である。
  
- 本委員会においては、この3つの特性を踏まえた上で、年金個人情報の適正な管理のあり方について検討してきた。

検討にあたっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に規定されている概念を参考にして、以下の3つの視点に基づいて、議論を行ってきたところである。

  - ① 情報の訂正
  - ② 情報の提供(開示)
  - ③ 情報の保護
  
- 今般、各委員の意見を総括し、
  - ① 年金個人情報の訂正手続の創設
  - ② 年金個人情報の情報提供の推進
  - ③ 年金個人情報の厳格な保護と適切な利用提供範囲の3つの取組について、本委員会のこれまでの議論をとりまとめる。

## I. 年金個人情報訂正手続の創設について

### (厚生労働大臣による年金原簿への記録についての現在の法的位置づけ)

- 厚生年金保険法及び国民年金法において、厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得・喪失の年月日、保険料の納付状況等を記録しなければならないと規定している。
- しかしながら、年金原簿への記録の行為そのものは、「行政庁による事実上の行為」と解されており、これの訂正を求める手続は、年金制度には整備されてこなかったところである。
- 記録の訂正を求める機会としては、年金給付の裁定時に訂正することが想定されていたが、この考え方は、いわゆる「裁定時主義」(※1)として、記録の誤り等が明らかになったその時点での記録の訂正を想定しておらず、年金記録問題が発生した要因の一つとして厳しく指摘されたものである。(※2)

※1 年金保険料の納付の有無、職歴等は本人がよく知っているはずであり、年金給付の裁定請求時や相談時などには本人が来るのだから、その時に社会保険庁の保有している記録と突き合わせて確認し、齟齬があれば直せば良いという事務処理上の考え方。

※2 「年金記録問題検証委員会報告書(平成19年10月)」より。

### (現在の年金記録訂正の仕組み)

- 現在、年金記録訂正の仕組みとしては、以下の3つがある。
  - ① 年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正
  - ② 総務大臣への年金記録訂正の「あっせん」(年金記録確認第三者委員会の調査審議)を求める申立てを契機とした訂正
  - ③ 行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求を契機とした訂正

### (年金事務所での年金相談を契機とした記録誤りの訂正)

- 一般的には、日本年金機構から送付されてきた「ねんきん定期便」(※3)や、被保険者等が自ら年金記録を確認できる「ねんきんネット」(※4)等により、被保険者等が自身の年金記録に誤りがあると気付いたときは、まずは、年金事務所の窓口において年金相談を行うこと

となる。この場合、例えば給与明細や採用通知といった客観的な資料を提示することにより、年金事務所において記録誤りの訂正を行っている。

※3 「ねんきん定期便」・・・平成21年4月より、原則、全ての被保険者に対して、年金加入期間や保険料納付状況、年金見込額などを、毎年誕生日にお知らせしているもの。

平成21年度は、全ての被保険者に対して、年金加入期間や全加入期間の標準報酬月額・標準賞与額、保険料納付状況、年金見込額のお知らせを行い、平成22年度以降は、35歳、45歳、58歳（平成25年度から59歳）の被保険者に対して、平成21年度と同様の内容でお知らせしている。

また、それ以外の被保険者に対しては、標準報酬月額・標準賞与額と保険料納付状況について、直近1年分をお知らせしている。

※4 「ねんきんネット」・・・平成23年2月より開始したサービスであり、被保険者や受給者が、いつでも自身の年金加入記録の確認や年金見込額試算、持ち主不明記録の検索などをインターネットで行うことができるよう、これまで順次機能を追加しているもの。IDとパスワードを取得することにより自宅のパソコンで確認することができるほか、年金事務所や一部の市区町村役場等でも、年金加入記録を確認することができる。

○ しかしながら、被保険者等が客観的な資料を提示できない場合であって、年金事務所でも調査しても被保険者等の主張を裏付けるような客観的な事実が確認できない場合には、年金記録の訂正を行うことは、基本的には難しい面がある。(※5)

※5 なお、日本年金機構では、本人からの申出と記憶に基づき、「紙台帳検索システム」等の各種ツールを用いて、当該本人の記録探しを行っている。

### **(総務大臣への年金記録訂正のあっせん(年金記録確認第三者委員会の調査審議)を求める申立てを契機とした訂正)**

○ 年金制度には法的な記録訂正の手続きはないが、被保険者等が、客観的な資料がないものの、自身の年金記録に誤りがあると主張する場合には、現在、総務大臣に対して、年金記録訂正のあっせんを求める申立てを行うことができる。

○ この申立ては、平成19年6月より、年金記録問題に対応するため総務省に臨時・緊急的に設置された年金記録確認第三者委員会の調査審議を経た上で、同委員会が作成したあっせん案に基づき、総務大臣から厚生労働大臣に対して年金記録訂正についてあっせんをするよう求めるものであるが(※6)、総務大臣のあっせんがなされたときは、厚生労働大臣(日本年金機構)はこのあっせんを尊重して(※7)、年金記録の訂正を行うこととなっている。

※6 総務省設置法に基づく所掌事務のうち、「行政機関の業務に関する苦情の申出についての必要ありません」によるもの。

※7 「経済財政改革の基本方針2007について」(平成19年6月19日閣議決定)において、あつせんを尊重して訂正することとされている。

- しかしながら、この年金記録確認第三者委員会の調査審議を経た総務大臣のあつせんの仕組みは、当分の間として(※8)、臨時・緊急的に実施されているものであり、恒常的な手続とはなっていない。

※8 総務省組織令の附則に規定。

- また、総務大臣のあつせんは、総務省設置法に基づく、行政機関の業務に関する苦情の申出を受けて行うものであるが、これは、「行政庁による事実上の行為」とされており、行政争訟の対象となる「行政処分」とは解されていない。

このため、年金記録の訂正を要しないとして総務大臣が非あつせんとした場合、申立人が仮に不服申立てを行っても却下される可能性が高く、また、行政事件訴訟の原則的な形態である抗告訴訟の提起を行っても、却下される傾向にある。

- この課題については、平成23年6月にまとめられた「総務省年金記録確認第三者委員会報告書」においても指摘されており、同報告書において、「司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組みが必要」である旨、年金記録の訂正の手続を整備することについて、政府に対して検討の要請がなされているところである。

### **(行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求を契機とした訂正)**

- 行政機関個人情報保護法においては、何人も自身の個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その個人情報を保有する行政機関の長に対して、訂正の請求をすることができる訂正請求権を定めている。

- これに基づいて、年金記録の訂正を求めることは可能であるが、この訂正請求の対象となる個人情報は、開示決定を受けた個人情報に限定されている。したがって、訂正請求の前に、自身が訂正したいとする個人情報の開示請求を行う必要がある。(開示請求前置の手続)(※9)

※9 行政機関個人情報保護法に基づく開示決定等は、原則、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。(30日以内又はそれ以上の延長も可能)

○ 上述のとおり、自身の年金記録に誤りがあると気付く機会としては、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」によることが一般的であり、また、年金相談においては本人の年金記録を提示して確認しつつ相談を行うことから、開示請求を経なければならない行政機関個人情報保護法の訂正請求の手続は、年金記録の訂正を求める手続としては、煩雑である。

○ また、行政機関個人情報保護法に基づく原処分である訂正決定においては、年金記録確認第三者委員会のような、第三者機関による調査審議を経る手続としては規定されていない。

請求件数の実績も、総務大臣への申立て件数は約1.8万件(平成24年度受付件数(平成25年3月31日速報値))であるのに対し、行政機関個人情報保護法に基づく、年金記録の訂正に係る厚生労働大臣への訂正請求の件数は、年間で数件程度(平成24年度は2件)となっている。

### (現在の年金記録の訂正事案)

○ 総務大臣への申立て(年金記録確認第三者委員会の調査審議)の仕組みは、年金記録問題に対応するために平成19年6月に設けられたものである。これまで約26.2万件(平成25年3月31日現在)を処理してきたところであるが、現在の月別の受付件数は、ピーク時の約8割減となっている。このような状況のなか、申立て事案の内容が変化してきている。

○ 具体的には、平成19年度当時においては、過去の国民年金の記録の訂正を求める事案(例えば、過去の保険料納付の事実確認に関するもの)が中心であったが、直近の平成24年度では、厚生年金の記録の訂正を求める事案(例えば、標準報酬月額・標準賞与額における事業主の届出漏れ・誤りに起因するもの)であって、比較的最近の期間を対象とした事案の割合が増加している。(※10、11)

また、最近では、「ねんきん定期便」を契機とした申立てが中心となっている。(※12)

※10 総務大臣への申立て事案の内訳について(受付件数ベース)

平成19年度	厚生年金	40%	国民年金	60%
平成24年度	厚生年金	85%	国民年金	15%

※11 訂正事案における訂正対象期間の内訳について(期間ベース)

平成24年度	厚生年金	92%	国民年金	8%
--------	------	-----	------	----

このうち、厚生年金においては、	平成15年(総報酬制導入)以降	77%
	平成15年(総報酬制導入)前	23%

※12 平成24年2～3月において、総務省年金記録確認第三者委員会で調査を開始した事案から抽出して、申立人に「申立ての契機」を尋ねたところ、333件中143件(43%)が「ねんきん定期便」を契機と回答。

- 上述のとおり、最近増加している厚生年金事案については、標準報酬月額・標準賞与額における事業主の届出漏れ・誤りを起因とする申立て事案も多い。

事業主からの届出を受けて厚生労働大臣が標準報酬月額等を決定した際に、事業主はその旨を被保険者に通知することが義務づけられており、これによって被保険者本人が届出漏れ・誤りに気付くこともあるが、通知がなされていないケースもあり、被保険者本人が気付かないまま、当該決定への不服申立ての請求期間も経過し(※13)、誤った標準報酬月額等の決定が確定している事案もある。

※13 標準報酬月額・標準賞与額の決定は厚生労働大臣が決定するものであり、これに不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、社会保険審査官及び社会保険審査会に不服申立ての請求を行うことができる。なお、厚生労働大臣の決定があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、不服申立ての請求はできない。

- さらに、厚生年金保険法においては、年金給付の裁定の際に不服申立てを行っても、標準報酬月額等の処分が確定した後では、確定した当該処分の不服を裁定の不服の理由とすることができない旨、規定されている。

- したがって、過去の年金記録問題への対応以外にも、このような恒常的に発生し得る年金記録の誤り事案に対応できる訂正の手続を、年金制度において整備することが必要となっていると考えられる。(※14)

※14 このような事案については、上述のとおり、総務大臣からのあっせんを契機とした記録訂正によって対応してきた。また、これまでの年金記録問題への対策においても、本人からの申出に基づく調査や日本年金機構自らが行う紙台帳とコンピュータ記録との突合せ事業、厚生年金基金との突合せ事業により、記録訂正を実施してきた。これらの取組を踏まえた上で、年金制度における恒常的な課題に対応する観点から、記録の訂正の手続を整備することが必要であると考えられる。

## (年金記録の訂正請求手続の創設)

- これまで述べてきた課題を踏まえ、事実関係と一致しない年金記録について、できるだけ早くその訂正を行うために、年金制度における恒常的な手続として、被保険者等が自身の年金記録の内容が事実でないと思料するときは、厚生労働大臣に対し、原簿記録の訂正を請求することができる手続を創設する必要がある。(※15)

※15 なお、年金記録への特別な訂正手続を創設した場合には、一般法である行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求の適用対象とはならない(他の特別の訂正手続が定められている場合には、行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求の対象とはならない旨、同法に規定されている。)

- また、このような手続を創設することは、「ねんきん定期便」など、被保険者等が日頃から自身の年金記録を確認できる仕組みが一定程度整備されてきており、これを契機とした迅速な年金記録の誤りの訂正を可能とするものであり、年金記録問題の再発防止や、適正な年金裁定の実施にも資すると考えられる。

## (訂正請求の対象範囲)

- 厚生年金保険の年金原簿には、以下の事項を記録することとしている。
  - ・ 被保険者の氏名
  - ・ 資格の取得・喪失の年月日
  - ・ 標準報酬(標準報酬月額、標準賞与額)
  - ・ 基礎年金番号
  - ・ 被保険者の生年月日
  - ・ 住所
  - ・ 種別
  - ・ 厚生年金基金の加入員であるかの区別
  - ・ 事業所の名称及び船舶所有者の氏名
  - ・ 被保険者が厚生年金基金の加入員であるときは当該厚生年金基金の名称
  - ・ 賞与の支払年月日
  - ・ 保険給付に関する事項
- このうち、被保険者の氏名、生年月日、住所など、既に変更の手続が用意されているものや、事業所の名称など、直接には受給権の存否や給付額の決定に関連しないものについては、手続の二重化の防止や事務の効率化の観点から、訂正請求の対象とする必要はないと考えられる。

- 新たな訂正請求の対象とする記録の事項は、被保険者の資格の取得・喪失の年月日、標準報酬(標準報酬月額、標準賞与額)、種別、厚生年金基金の加入員であるかの区別に関する事項に記録された内容といった、受給権の存否や給付額の決定に関連する事項とするのが適当と考えられる。
- また、国民年金の場合についても、新たな訂正請求の対象とする記録の事項は、被保険者の資格の取得・喪失の年月日、種別の変更、保険料の納付状況といった、受給権の存否や給付額の決定に関連する事項とするのが適当と考えられる。

### **(必要な証拠資料の収集・調査)**

- 厚生年金保険及び国民年金の原簿記録は、一般の行政機関が保有する個人情報とは異なり、長期的な管理が必要であることから、例えば、被保険者等が、十数年前の記録に関して訂正請求を行う際に、原簿記録の誤りを指摘できる程の十分な証拠を持ち合わせていない場合があることは容易に想定される。
- また、厚生年金保険においては、資格の取得・喪失の年月日、標準報酬月額等の原簿記録は、事業主の届出により記録されるので、原簿記録の訂正を認めるに足りる十分な証拠を被保険者等が常に持ち合わせているわけではないという更に困難な事情が存在する。
- このような中で、請求者に対して、事業主や公的年金制度に関係する関係機関に問い合わせ、原簿記録の誤りを証明する資料の収集を求めることは酷である。また、原簿記録を適正に管理する責務は厚生労働大臣が有しているので、原簿記録の誤りを証明することを一義的に被保険者等に課すことは、適当とは言い難い。  
このため、訂正請求に係る事実関係について、十分な証拠を持ち合わせていない請求者に代わって、厚生労働大臣が国民の立場に立った調査を行うことが必要である。
- その際、厚生労働大臣は、請求者や日本年金機構が保有する資料だけではなく、公的年金制度の実施機関、医療保険・雇用保険といった他の社会保険制度の実施機関、保険料の納付状況を確認できる銀行等の金融機関、請求者の就労状況を把握する事業主や同僚等に対して、積極的に資料の提供や必要な周辺情報の報告を求めることとする必要がある。



- このように、できる限り訂正請求に係る事実関係を明らかにした上で、年金記録の訂正決定を行う必要があることから、これらの調査対象機関等に対して、厚生労働大臣が資料の提供や必要な周辺情報の報告などを求める根拠規定を設けることが必要である。

### **(第三者の民間有識者からなる合議体が関与した訂正の決定)**

- 年金記録の訂正決定にあたっては、請求者と厚生労働大臣との間で、年金原簿に記録されている内容の事実関係の認識が一致しない場合がある。このような場合に、一方当事者である厚生労働大臣の判断のみにより請求を否定することは、年金記録問題の経緯等を踏まえると、必ずしも客観的かつ合理的な判断とはいえない場合がある。
- また、請求者と厚生労働大臣との間だけでなく、厚生年金保険においては、請求者と事業主の間でも事実関係の認識が一致しない場合がある。
- このため、年金記録の訂正決定にあたっては、民間有識者からなる合議体(審議会)による第三者的な立場からの審議を求めることにより(※16)、訂正決定に係る客観性・合理性を確保する仕組みとすることが必要である。

※16 具体的には、民間有識者からなる合議体(審議会)は、厚生労働大臣の諮問を受け、審議を行い、答申することにより、訂正決定(原処分)に関与することを、審議にあたっての調査規定のあり方も含め検討。

- なお、全部認容事案については、訂正請求の迅速性の確保という観点も考慮して、民間有識者からなる合議体(審議会)への付議を省略するなどの対応としても特段の支障はないと考えられる。

### **(訂正の可否の判断基準)**

- 総務大臣への申立ての仕組み(年金記録確認第三者委員会の調査審議)においては、関連資料及び周辺事情を幅広く収集するとともに、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」に該当するかどうか検討し、あっせん又は非あっせんの判断を行っている。

新たに設けることとする恒常的な手続においても、当面、基本的にはこのような考え方と同様の判断基準とすべきと考えられる。

- しかしながら、上述のとおり、新たに設ける年金記録の訂正手続においては、厚生労働大臣が、法的根拠に基づき、国民の立場に立った調査の観点から、証拠資料の収集等を積極的に行うことが必要である。また、最近の総務大臣への申立て事案は、比較的、証拠資料を収集しやすい厚生年金事案が大半であり、かつ、その訂正対象期間も比較的最近の時期の割合が多くなっている。

したがって、新たな訂正手続における証拠資料の収集等は、その質・量ともに高まることが期待できるので、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」という判断基準が必要な事案は、自ずと限られてくるものと考えられる。

### **(司法手続への移行も考慮した訂正手続)**

- 年金記録の訂正請求の手続は、国民の立場に立った丁寧な調査審議を行っている年金記録確認第三者委員会の仕組みの利点を盛り込んだ手続とすべきと考えられるが、上述のとおり、同委員会の仕組みにおいては司法手続への移行に課題があることに鑑み、司法手続への移行の途を開いている行政機関個人情報保護法に基づく訂正請求も参考に検討するのが適当と考えられる。

- すなわち、行政機関個人情報保護法に基づく訂正決定は、行政手続法第2条第2号にいう「処分」とされており、これにより、当該決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申立てや、行政事件訴訟法の抗告訴訟を行うことが可能となっている。

したがって、こうした行政機関個人情報保護法の訂正請求の仕組みに倣い、今回新たに設けようとする厚生労働大臣による厚生年金保険及び国民年金の原簿記録の訂正決定についても、同様に処分性を持たせることが必要である。

### **(訂正決定の不服申立手続)**

- 厚生年金保険及び国民年金については、被保険者の資格、標準報酬、保険給付又は保険料等(※17)に関する厚生労働大臣の処分に不服があるときは、社会保険審査官に審査請求し、その決定に不服があるときは、社会保険審査会に再審査請求することができることされている。

なお、処分の取消の訴えは、審査請求又は再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければできないこととされている。(不服申立前置の手続)

※17 厚生年金保険の保険料等に関する処分に不服があるときは、直接、社会保険審査会に審査請求することされている。

- 社会保険審査官及び社会保険審査会においては、社会保障に関する識見、社会保険に関する学識経験に基づく高度な専門性のもと、行政庁の処分に対する審査請求事件及び再審査請求事件について、社会保険審査官は独任制により、社会保険審査会は合議制により、処分の適法性を中心に審査している。
- そこで、年金記録の訂正請求に対する訂正決定の不服申立てと社会保険審査官及び社会保険審査会への審査請求との関係を整理する必要がある。
- 今回新たに設けることとする訂正決定については、上述のとおり民間有識者からなる合議体(第三者)の審議を経る仕組みとすることが適当であり、これにより、訂正決定について公正かつ慎重な判断が行われることが期待できることから、訂正決定の不服申立てへの裁決にあたっては、改めて第三者機関へ諮問することを要しないと考えられる。
- また、訂正決定の不服申立てにおいては、その争点は、原簿記録の内容について厚生労働大臣はどのように事実関係を認定したのか(※18)という点に収斂し、これまで行政庁の処分の適法性を審査してきた社会保険審査官及び社会保険審査会の審査請求事件及び再審査請求事件とは、事案の性質が異なるものと考えられる。

※18 例えば、被保険者の資格取得日として確認したのは何日か、特定の月の国民年金保険料を納付済みと認定したか否か、など。

- これらに加えて、国民の権利利益の迅速な救済を図る観点から、不服申立てとするか訴訟提起とするかは、本人の選択とすべきであり、不服申立てを経た後でなければ訴訟提起することができないこと(不服申立前置の手續)とする必要性は少ないと考えられる。
- 以上のことから、訂正決定の不服申立てについては、社会保険審査官及び社会保険審査会に不服申立てするのではなく、行政不服審査法に基づいて、厚生労働大臣に対して不服申立てすることが適当と考えられる。(※19)

また、訂正決定の不服を争う方法として、不服申立てとするか訴訟提起とするかは、本人の選択とすべきである。

※19 現在、行政不服審査制度は時代に即した見直しが検討されており、その見直しにおいては、不服申立てについての判断を公正かつ慎重に行うため第三者機関への諮問手續を設けることとされている。ただし、他の法律に審議会等の議を経るべき旨等の定めがあり、かつ、当該議を経て処分が行われた場合は、不服申立てに係る第三者機関への諮問は要しないこととされている。この点からも、訂正決定に対する不服申立手續については、行政不服審査法に基づいて、厚生労働大臣に対して不服申立てすることが適当と考えられる。

## Ⅱ. 年金個人情報情報の情報提供の推進について

### (本人自身による年金個人情報情報の確認の推進)

○ 年金記録の正確性を確保するためには、被保険者等の協力も不可欠であり、本人自らが定期的かつ容易に確認できる仕組みを構築することが必要である。

○ このため、年金記録については、いつでも本人が最新の記録を確認できるよう、また、誤りを早期に発見することにより、年金記録問題の再発を防止する観点からも、国民が知りたい最新の情報を迅速に情報提供すべく、毎年送付する「ねんきん定期便」に加え、インターネットでいつでも自身の最新の記録を確認できる「ねんきんネット」を整備してきたところである。

○ 「ねんきん定期便」は開始から5年目を迎え、一定の定着がなされてきたところであり、また、「ねんきんネット」の利用者についても着実に増加している。(※20、21)

※20 「ねんきん定期便」の平成24年度の送付実績は6,578万件。

※21 「ねんきんネット」のユーザID発行件数は、約250万件(平成25年11月時点)。

また、日本年金機構HPのトップページへのアクセス件数は月間約100万件であり、「ねんきんネット」ページへのアクセス件数はほぼ同数である。

○ しかしながら、上述のⅠ.でも述べたとおり、事業主の届出漏れ・誤りに起因する記録の誤りは、引き続き発生している状況である(※10、11)。厚生年金保険制度においては、標準報酬月額等の決定が行われた場合には、事業主から被保険者への通知の義務があるが、一部行われていないケースがあるとの指摘もある。

※10 総務大臣への申立て事案の内訳について(受付件数ベース)(再掲)

平成19年度	厚生年金	40%	国民年金	60%
平成24年度	厚生年金	85%	国民年金	15%

※11 訂正事案における訂正対象期間の内訳について(期間ベース)(再掲)

平成24年度	厚生年金	92%	国民年金	8%
--------	------	-----	------	----

このうち、厚生年金においては、平成15年(総報酬導入)以降	77%
	平成15年(総報酬導入)前

○ したがって、今後も、本人の気付きの機会として重要な「ねんきん定期便」の取組を着実に実施するとともに、「ねんきんネット」の拡充を図るなど、本人に情報提供する内容を更に充実させていく必要がある。

また、年金個人情報の情報提供の取組にあたっては、高齢者や障害者などにおいては、インターネットへのアクセスが難しいこと、あるいは、「ねんきん定期便」の内容の確認が難しいことも想定されるので、今後も適切な配慮を行っていくことが必要である。

○ 加えて、日本年金機構においては、届出漏れ・誤りを防止するために、広報・チラシなどを活用して本人や事業主の意識啓発を実施するとともに、届出誤りがあった事業主への指導等を実施してきているが、これらの記録誤りを未然に防ぐ取組についても、その指導方法の見直しや強化を図りつつ、着実にかつ継続して実施していく必要がある。

○ 今後、具体的な取組としては、

- ・ 「ねんきんネット」における記録確認や検索機能の更なる充実
- ・ 「ねんきんネット」や日本年金機構ホームページにおける正確な届書の作成を支援する機能の提供
- ・ 「ねんきんネット」の利用者に対するメール等による積極的・効率的な情報提供
- ・ 「ねんきんネット」の更なる普及への取組
- ・ 被保険者に送付される「ねんきん定期便」を活用した情報提供
- ・ 「お客様向け文書モニター会議」などを活用した、利用者にとってわかりやすい文書の作成
- ・ 社会保険労務士会や経済団体など関係団体と連携した、事業主への指導・啓発
- ・ 年金記録の訂正手続の過程で取得した具体的事案や事例等を分析し、今後の事業所調査や適用対策に活用

などを実施していく必要がある。(※22)

※22 なお、今後整備される予定の社会保障・税番号制度における「マイ・ポータル」を活用した年金個人情報の情報提供の推進についても、政府全体の検討状況を踏まえつつ検討していく必要がある。「マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)」とは、個人番号の付いた自身の情報を行政機関がいつ、どことやりとりをしたのかが分かるほか、行政機関が保有する自身に関する情報や行政機関から自身に対しての必要なお知らせ情報等を、自宅のパソコン等から確認できるシステム。

### Ⅲ. 年金個人情報の厳格な保護と適切な利用提供範囲について

- 年金個人情報の取扱いについては、プライバシー性が高いという特性を踏まえ、日本年金機構法において、行政機関が保有する他の個人情報よりも、厳格な情報の保護がなされている。
- 具体的には、
  - ・ 利用目的外の利用・提供の制限にあたって、法律に基づき利用・提供しなければならない場合を明確に限定するとともに、
  - ・ 目的外での利用・提供が可能な範囲についても、判断の余地が生じないよう、具体的に限定されている。
- 一方で、現在、行政が直面している課題として、認知症の高齢者等の対応への情報の提供などがある。

具体的には、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある高齢者について、市町村が、高齢者虐待防止法の規定に基づき、虐待の事実を調査・確認するため、当該高齢者の年金の受取口座情報及び年金額について提供を求める事例が確認されている。
- こうした事例への対応については、現行の日本年金機構法の規定に基づく年金個人情報の取扱いでは、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当する場合として対応することとなる。
- しかしながら、該当する場合の判断を年金事務所に委ねても、該当するかどうかの明確な位置づけがなければ、事実上対応することが難しい。
- このため、今後、このような事案と同等の事由があるものとして、本人の同意を得ることができない緊急の場合(生命・身体・財産等に重大な危険が生じているおそれがある場合)などのやむを得ない事情がある場合について、上記の高齢者虐待に関する事務に類する事務を日本年金機構法等において具体的に明確にした上で、他の行政機関や地方公共団体からの照会に応じて年金個人情報を提供することが必要と考えられる。

なお、この検討にあたっては、情報提供が必要となる事例について十分に確認することが必要と考えられる。

## おわりに

- 以上、本委員会にご参集いただいた各委員からのご意見をとりまとめた。今後、厚生労働省及び日本年金機構においては、年金個人情報の適正な管理に向けて、本とりまとめにおける各指摘を踏まえ、必要な措置の実施を求める。これにより、公的年金制度とその年金記録に対する国民の信頼の確保につながることを強く願うものである。

年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会

委員名簿

(五十音順、敬称略)

池田 恵利子	公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事
(委員長) 岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大橋 真由美	成城大学法学部教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
斎藤 聖美	ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長
首藤 由之	朝日新聞出版書籍編集部「朝日新書」編集長
鈴木 由美	滝野・鈴木法律事務所、弁護士
諸星 裕美	オフィスモロホシ、社会保険労務士
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授



年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会  
開催状況

日 程	議 題
第1回 平成 25 年 5 月 7 日	○ 年金個人情報の管理の現状について ○ 今後の進め方について
第2回 平成 25 年 5 月 30 日	○ 各委員からの報告／関係者からのヒアリング ・ 諸星委員 「事業主の届出等の現状について」 ・ 首藤委員 「年金個人情報の活用の促進について」 ・ 鈴木委員 「年金記録確認の現状について」 ・ 総務省 「年金記録確認第三者委員会の活動の状況」
第3回 平成 25 年 6 月 27 日	○ 各論点について議論
第4回 平成 25 年 8 月 2 日	○ 各論点について議論
第5回 平成 25 年 10 月 10 日	○ これまでの議論について
第6回 平成 25 年 12 月 10 日	○ とりまとめ(案)について